

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成29年2月28日～平成29年3月29日 (イネ2件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
シンク能改変イネ ( <i>OsCKX2/Gn1a</i> 改変イネ系統) ( <i>Oryza sativa</i> L. NIAS16-OSCas-Gn1a)	隔離ほ場における栽培、保管、 運搬及び廃棄並びにこれらに付 随する行為
シンク能改変イネ ( <i>IAA-Glucose hydrolase /TGW6</i> 改変イネ系統) ( <i>Oryza sativa</i> L. NIAS16-OSCas-TGW6)	隔離ほ場における栽培、保管、 運搬及び廃棄並びにこれらに付 随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省及び文部科学省のホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成29年2月28日(火)から平成29年3月29日(水)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は文部科学省ライフサイエンス課

3. 意見募集の結果 (関係省に提出された意見の合計)

意見提出数 146件  
整理した意見数 6件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 生物多様性への影響について	<p>遺伝子組換えイネの花粉が風によって運ばれ、在来種等と交雑してしまうおそれや、遺伝子組換えイネがすき込みにより完全に不活化されないおそれがあり、周辺の生態系への悪影響等を想定し、拡散防止措置を執らずに使用等を行うことはやめるべきである。</p>	<p>本申請は、遺伝子組換えイネを、定められた第一種使用規程に従い、限定された場所・期間において研究利用することについて、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「実施要領」という。）に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の評価の項目に関して科学的データや学識経験者からの意見を踏まえて検討したものであり、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p>
2. 承認基準について	<p>現行のカルタヘナ議定書の国内法である遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律では、生物多様性影響評価の対象は「野生動植物」に限られている。しかし、現実的な生物多様性の保全に向けては、交雑を防ぐ対象として農作物・外来種も含め、我が国に生育するすべての種を入れるべきではないか。</p>	<p>第一種使用規程の承認基準は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項（平成15年11月21日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）に定められています。</p> <p>この承認基準においては、カルタヘナ法に基づく生物多様性影響評価の審査における交雑性の評価は、日本の在来野生植物との交雑を対象としており、本申請も、野生生物への影響を防ぐための措置を第一種使用規程に定めています。</p>
3. 緊急措置計画について	<p>緊急措置計画書に定められた、生物多様性影響が生ずるおそれが認められた時の対応が不十分である。</p>	<p>緊急措置計画は、申請者が、生物多様性影響が生ずるおそれのある場合における生物多様性影響を防止するための措置を定めたものです。緊急の措置が必要である場合には、緊急措置計画に基づき、遺伝子組換え生物等の不活化等を行うこととなります。</p> <p>本申請における緊急措置計画には、第一種使用をしている遺伝子組換え生物を不活化することのほか、必要がある場合は、密閉容器に入れて保管する等の拡散防止措置を執ることを定めています。</p>

4. 周知について	パブリックコメント及び第一種使用等の内容について、一層周知すべき。	<p>第一種使用規程に係るパブリックコメントは、募集を開始する際に、記者発表（プレスリリース）を行うとともに、文部科学省及び環境省のウェブサイトを通じて広くお知らせしています。</p> <p>また、インターネットを利用できない方のために、要望に応じて資料配付についても対応しています。</p>
5. ゲノム編集技術について	ゲノム編集技術及びオフターゲットによる生物多様性への影響、及び食品として人体に及ぼす影響が十分評価されていないのではないか。	<p>本申請は、遺伝子組換えイネの限定された場所・期間における研究利用に係るものであり、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づき、学識経験者の意見を聴くとともに、実施要領に基づいて検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p> <p>また、本申請は、上記のとおり遺伝子組換えイネを限定された場所、期間において研究利用することに承認を求めるものであり、遺伝子組換え食品としての安全性を評価するものではありません。</p>
6. その他	遺伝子組換えイネ及びその栽培に反対する。	<p>本申請は、遺伝子組換えイネの限定された場所・期間における研究利用に係るものであり、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づき、学識経験者の意見を聴くとともに、実施要領に基づいて検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p>

○今回の意見募集の対象としていた事項ではないものについては、個別の回答はいたしません。貴重な御意見として承ります。